


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市障害者地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する 訓令について		区分		
関係事項	条例規則	東大和市障害者地域生活支援事業規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>日常生活用具給付事業の種目、対象者等の見直しに伴い、必要とする添付書類の追加を行うため、東大和市障害者地域生活支援事業実施要綱の一部を改正するものである</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第2条第2項に以下の添付書類を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じょくそう予防マットを購入しようとする場合の医師意見書 ・頭部保護帽を購入する場合の医師意見書 <p>(2) 施行日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>実態に即した見直しを行うことで、適切な給付ができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。